

◎ 第132回定例研究会

7月19日(木)

於:静岡県評会議室

## ひとり親世帯の自立を考える

中澤秀一氏(静岡県立大学短期大学部准教授)

### ●はじめに

- ・わが国の相対的貧困率は15.6%(2015年)、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%である。
- ・母子世帯の平均就労年収は181万円で、このうち雇用者の57%を占める非正規雇用に限ってみれば125万円である。
- ・母子世帯のうち、生活が「苦しい」と回答した割合は82.7%で、全体世帯の56.5%を大きく上回っている。
- ・ひとり親世帯(とくに、シングルマザー世帯)の貧困がこれだけ深刻な状態にあるのに、諸制度が問題を解決の方向に向かわせていないのであれば、現在の賃金雇用システムや社会保障のあり方が問われなければならない。

### ●シングルマザー世帯の最低生計費

#### —北海道調査による試算

- ・北海道調査は、北海道労働組合総連合やさっぽろ青年ユニオン等の協力を得て、ひとり親世帯は合計47ケースであった。
- ・シングルマザー世帯はふたり親世帯よりも娯楽や人付き合いに使う費用を減らす傾向がみられた。日帰り行楽や1泊以上の旅行の頻度は30代40代の子育て世帯よりも低かった。
- ・北海道調査から得られたシングルマザー世帯の最低生計費(税・社会保険料込み)は、子どもが1人いる世帯で月額約30万円(年間約360万円)、同じく子どもが2人いる世帯で月額約40万円(年間約470万円)であった。

### ●シングルマザー世帯が自立するために

- (1) 賃金の最低基準をどこに定めるか
- ・賃金の最低水準を「単身者の生計費」にではなく、「子どもを含めた家族の生計費」になれば、さしあたり「労働者本人と子ども1人分」を賃金の最下限として想定する。

・子どもが1人いる世帯と若年単身女性の最低生計費の差は、月額にして約8万円である。これに児童手当や児童扶養手当等の支給を考慮に入れると、約5万3,000円の差額となる。この約5万3,000円を加えた金額を時給換算すると、1,570円~1,820円となる。

・時給1,800円レベルを第2の最低基準として設定する。

#### (2) 制度を抜ける=自立か?

- ・生計費は賃金だけでなく、社会保障制度との組み合わせで賄われることが考えられるべきである。
- ・児童扶養手当制度は「父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度」である。
- ・18歳に達した年の年度末までの児童を養育している母(父)親や、母(父)に変わってその児童と同居し養育している者(児童が、心身に中程度の以上の障害を有する場合は、20歳未満まで)が手当が受けられる。
- ・同制度の当初の目的は、「児童の福祉の増進を図ること」(第1条)であった。また、第2条では、「児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるもの」とされており、同手当は子どもの養育にかかる費用すべてをカバーするものでない
- ・母子家庭への支援は「本来は母子世帯やその子どもの貧困・低所得を改善するための一つの手段」であり、「貧困を解消するために自立支援があるのであって、貧困を放置しながら自立支援を進めることや、まして自立支援が貧困を生むような事態があってはならない」「制度を適正利用しながら、一人ひとりが自身の生活をコントロールできるようになること」が目指されるべきである。

\*連絡先: 静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内)

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>